

ールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

- ◇ 評価結果の通知：2022年9月13日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ラオス及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東南アジア最貧国で後発開発途上国からの脱却を目指しているラオスにとって、貧困と経済発展の遅れの原因の一つが、未だ排除ができないマラリアや顧みられない寄生虫症とされている。様々な対策により、マラリアの患者数は43,766人（2010年）から5,674人（2020年）と87%減少し、過去10年間で劇的な変化が見られる。しかしながらアルテミシニン耐性マラリアの急速な拡散や無症候性低密度原虫感染者が多数存在することがわかっており課題が残る。顧みら

れない寄生虫症については、メコン住血吸虫症は集団駆虫により罹患率は1%以下（2020年）と改善しているものの、集団駆虫を止めると罹患率が上がるということを繰り返しており、いつ集団駆虫を終了するかが大きな課題となっている。タイ肝吸虫症は感染予防と効果的な対策の実施が喫緊の課題である。また、マラリアや寄生虫症が流行しているのは僻地の少数民族が暮らす村であり、少数民族へのエコヘルズ教育が求められる。

かかる状況の下、マラリアと顧みられない寄生虫症の有効な検査技術・感染予防技術の研究開発、通信技術を活用したサーベイランスシステム改善、並びにエコヘルズ教育による感染予防・受診行動を促進することを目的に、ラオスより地球規模課題対応国際科学技術協力事業 (Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development : SATREPS) として「革新的技術を活用したマラリア及び顧みられない寄生虫症の制圧と排除に関する研究開発」が我が国に対して要請され、これと並行して国内研究協力機関である国立国際医療研究センター (National Center for Global Health and Medicine: NCGM) より国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (Japan Agency for Medical Research and Development: AMED) に対し研究申請が行われた。本案件は、AMED 外部有識者委員会による選考結果を踏まえ、2022年度新規採択案件として決定した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み及び実施体制等を整理した上で、社会実装への取組も含めたプロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書 (Minutes of Meetings: M/M) を締結するとともに、必要な情報を収集・分析し、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員の一員として、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続き、並びに SATREPS の趣旨・目的・制度を十分に把握の上、国内研究協力機関及び JICA と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2022年9月下旬～2022年10月中旬）
 - ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関（米国大統領マラリア・イニシアティブ (President's Malaria Initiative: PMI)、 クリントン保健アクセス・イニシアティブ (Clinton Health Access Initiative: CHAI) 等）のこれまでの協

力状況・成果・課題も確認する。

- ② 本邦側研究協力機関へのヒアリングを行い、資料・情報の整理、分析を行う。
- ③ ラオス側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ④ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案（英文・和文）、PO（Plan of Operations）案（英文・和文）、事業事前評価表（案）（英文・和文）を検討する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2022年10月中旬～2022年10月下旬）

- ① JICAラオス事務所等との打合せに参加する。
- ② ラオス側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア）ラオスの開発計画における本プロジェクトの位置づけ
 - イ）ラオスにおけるマラリア及び顧みられない寄生虫症における研究・開発動向とその成果の社会実装への取り組み
 - ウ）ラオス側の業務実施体制（組織・予算・人員等）
 - エ）他ドナー・機関の援助動向
 - オ）ラオスにおけるマラリア及び顧みられない寄生虫症のサーベイランス体制、ラボ・インフラ状況、少数民族へのエコヘルス教育実施状況、かかるガイドライン・マニュアルの整備状況
- ④ 調査団及びラオス側と協議の上、PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑤ ラオス側との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAラオス事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年11月上旬～2022年11月中旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェ

- ックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
 - ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） 業務完了報告書

2022年11月16日（水）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄ビエンチャンを標準とします。

（2） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

現地業務期間は2022年10月16日～10月29日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員と同時に現地調査の開始を予定しています。なお、2回以上のワクチン接種の証明書があれば、入国時のPCR検査や隔離は不要です。ワクチン接種証明書を有していない場合、出発前48時間以内の抗原検査キット（ATK）での検査が必要です。（入国後の検査は不要）また、飛行機や鉄道等を利用する場合等、ワクチン証明書等の提示を求められる場合があります。（2022年7月21日時点）

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 研究総括（NCGM）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 評価分析（本コンサルタント）
- オ) 研究企画（AMED）
- カ) 研究調整（AMED）

※オ) とカ) の団員は部分的に遠隔参加

③ 便宜供与内容

JICA ラオス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：状況に応じ英語⇄ラオス語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部新型コロナウイルス感染症対策協力推進室から配布しますので、hmgoc@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書
- ・ 研究概要資料

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ ラオス人民民主共和国マラリア及び重要寄生虫症の流行拡散制御に向けた遺伝疫学による革新的技術開発研究プロジェクト詳細計画策定調

査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000021636.html>

- ・ ラオス人民民主共和国マラリア及び重要寄生虫症の流行拡散制御に向けた遺伝疫学による革新的技術開発研究プロジェクト中間レビュー調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032035.html>

- ・ ラオス人民民主共和国地球規模課題対応国際科学技術協力マラリア及び重要寄生虫症の流行拡散制御に向けた遺伝疫学による革新的技術開発研究プロジェクト 終了時評価調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042564.html>

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を

登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上